

シニア 共済

●新規のご加入:満60歳から満75歳まで(満85歳までご継続いただけます)

		保障内容		
		[第1区分] 満60歳～満64歳	[第2区分] 満65歳～満74歳	[第3区分] 満75歳～満85歳※
交通事故・ 傷害・疾病	入院給付金 〈初期入院〉	5,000円 (1日～6日)	4,000円 (1日～6日)	2,500円 (1日～6日)
	入院給付金 〈継続入院〉 (※1)	3,500円 (7日～50日)	2,000円 (7日～50日)	1,500円 (7日～30日)
がん入院は、 さらに上乗せ	がん入院給付金 〈初期入院〉	5,000円 (1日～6日)	4,000円 (1日～6日)	2,500円 (1日～6日)
	がん入院給付金 〈継続入院〉 (※1)	3,500円 (7日～50日)	2,000円 (7日～50日)	1,500円 (7日～30日)
	がん先進医療 給付金	最高300万円	最高200万円	最高100万円
死亡弔慰金		10万円	5万円	3万円

※満了日は、満85歳の誕生日が属する月の末日となります。

(※1)初期入院と合算して50日分(満75歳以上の場合は30日分)を限度とします。

共済金の お支払いについて

- 死亡弔慰金および入院給付金:初年度責任開始日からその日を含めて180日目までに死亡および入院された場合、共済金は半額に減額してお支払いします。
- がん入院給付金およびがん先進医療給付金:初年度責任開始日からその日を含めて180日目までに開始したがん入院およびがん先進医療による療養については、共済金のお支払いはできません。
- 入院給付金およびがん入院給付金について、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に、その入院と同一の原因または直接の関係がある原因により被共済者が入院した場合、これらの入院は1回の入院とみなして共済金をお支払いします。

ご加入に際して

- 共済掛金:月々3,200円
- 新規加入年齢および満了年齢:満60歳から満75歳まで。ただし、満85歳の誕生日が属する月の末日までご継続いただけます。
- ご加入制限:被共済者おひとりあたり1口とします。
- 共済金のお支払い:共済金受取人はご契約者または被共済者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に関わらずお支払いします。
- 共済掛金の払込方法:ご契約者の指定口座から、加入日の属する月の翌月27日より毎月自動引き落としとなります。
- 共済責任開始日:共済責任開始日は加入日の属する月の翌月1日午前零時からとなります。
- 共済期間および契約の更新:共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了の日から2週間前までに特にお申し出のない限り、自動継続となります。
- 組合員資格および出資金:広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は出資金(1口100円)をお預りします。(ご加入にあたっては、10口1,000円以上の出資をお願いしています。)組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)
- 組合と連帯して共済責任を負う者:中小企業福祉共済協同組合連合会(中済連)

組合員 相談室

- ご契約者名・住所などご契約内容の変更
- 共済金の請求

広島県共済組合員相談室までご連絡ください。

☎フリーダイヤル
0120-708030



「シニア共済」についてのご相談はお気軽にお問い合わせください。

●お電話の方は広島県共済組合員相談室 ☎フリーダイヤル 0120-708030
(平日9:00～17:00)

FAXの方は必要事項をご記入のうえ、送信してください。

氏名	事業所名	担当者
住所	電話番号 ()	—
☐ 相談したい ☐ 加入したい 月 日 午前・午後 時頃 説明に来てほしい		

(お客様の個人情報について) ご記入いただいた個人情報は、資料・見積書の作成および発送を行うために活用するほか、各種共済制度・サービスのご案内に利用させていただきます。

FAX:0120-358030